

感染症対策指針

社会福祉法人なら桜桃会

1. 目的

社会福祉法人 なら桜桃会は法人の理念に基づき、感染症予防に努めると共に、感染症が発生した場合は、作業所、GH 内（以下施設という）でのまん延を防止する為の措置を講じ、利用者が安全で快適なサービスの提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

2. 基本方針

- 1) 所長もしくは所長代行をはじめ、全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- 2) 国内や県内、地域の感染状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
- 3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、施設内でのまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- 4) 指針や法人内専門会議での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。又、決定した内容は速やかに保護者（支援者）への伝達を行う。

3. 対策を実施する主な感染症

- 1) インフルエンザウイルス
- 2) 胃腸炎ウイルス（ノロウイルス・ロタウイルス等）
- 3) 食中毒（黄色ブドウ球菌・O157等）
- 4) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
- 5) その他の感染症

4. 基本方針を達成するための取組み

- 1) 法人内専門会議にて感染症対策について検討し、感染症が発生しない、また発生しても各施設内にまん延しない対策を全施設・全職員が協力して実施する。
- 2) 国内や県内、地域の感染状況をタイムリーにニュース等で知り、厚生労働省のホームページ、地区行政の通達、嘱託医（坂根医院）からの情報を基に、まずは職員一人ひとりが感染症に罹患しない対策を講じる。又、「感染症に関する基準」に則り、平常時・感染発生初期・感染まん延の段階に応じて、予防対策を実施し、利用者への感染拡大をさせないように努める。
- 3) 職員に感染症の症状が認められた際は、速やかに上長へ報告し、感染症の疑いがある場合は、「感染症に関する基準」に則り、出勤停止又は退勤する。又、利用者に感染症の疑いがある場合も対応を行うと共に、他の利用者に感染がまん延しないように努める。
- 4) 本指針で記載されている事項や法人専門会議で決定した内容については速やかに全職員へ周知させる。又、感染症発生やまん延の状況についても法人専門会議で検討し、それらの対策を速やかに職員に伝達して実施させる。その際も、保護者（支援者）へは、報告として連絡する。

5. 感染症対策及び事業継続計画の整備

- 1) 感染症対策において、感染症発生及びまん延を防止する為、対応の詳細を記載した「感染症に関する基準」を作成し、変化があれば都度見直しを行う。
特に毎年流行する「インフルエンザウイルス」や「ノロウイルス」については、感染症毎の対策を確実に実施する。

又、世界的なパンデミックが発生した未知なる新型ウイルス等の対策についても、必要であれば追加する。

- 2) 事業継続計画 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる感染症が国内に流行した、又は、施設内にまん延が起こった場合であっても、利用者が安全・安心してサービスの提供が受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

6. 感染症予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。なお、地域感染まん延時等の対策については、「感染症に関する基準」を参照する。

- 1) 職員の標準予防策の徹底 県内や地域に感染症発生の情報がない場合でも、冬季や感染症まん延時期には以下の標準予防策を実施する。
 - ① 出退勤時の手洗い・うがい・手指消毒、出勤前の検温
 - ② 勤務中のマスク着用
 - ③ 1 ケアごとの手洗い・手指消毒
 - ④ 体調不良時の早期報告・出勤停止
 - ⑤ ワクチン接種（任意）
- 2) 利用者への呼びかけとして、感染症予防のために以下のお願いをする。但し、体調や障害等の状況で不可能な場合は、無理に行う事はしない。
 - ① 飲食時の手洗い・うがい・手指消毒
 - ② 施設利用時（入・退所）の検温・手洗い・手指消毒
 - ③ 利用時のマスク着用（着用が可能な利用者のみ）
 - ④ 体調不良時の登所停止
 - ⑤ ワクチン接種（任意）
- 3) 保護者（支援者）来所者への呼びかけ
 - ① 入館時の手指消毒・マスク着用
 - ② 体調不良時の入館制限

7. 感染症まん延防止の徹底

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、施設内まん延を防ぐため、以下の対策を行う。尚、詳細については、「感染症に関する基準」を参照する。

- 1) 職員の規定された日数の出勤停止。
- 2) 嘱託医（坂根医院）と相談し、必要であれば所轄保健所へ連絡する。
- 3) 「感染症に関する基準」に則った、施設の利用停止。

8. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を以下の内容で実施する。

- 1) 感染症発生及びまん延防止の基本の習得や「感染症に関する基準」の内容確認の為、各施設毎に研修を実施する。

- 2) 開催頻度は特に定めないが、冬季や感染症流行時期前に実施して、感染症予防の知識普及・啓発を促す。
- 3) 新型インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス等、未知なる新型の感染症が国内に流行している場合は上記時期に関わらず、研修や会議等で対策の知識を高める。

9. 指針の閲覧

本指針は入居者・利用者及び家族等が希望あった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上へ公表する。

附則 この指針は、令和3年4月1日より施行する。

令和5年7月1日改訂。

感染症に関する基準（改定版）

① 新型コロナウイルス感染症にかかった場合

5類感染症に移行後、新型コロナ患者は法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねる」とされており、感染者の隔離措置が終了し、外出の自粛要請や就業制限がなくなった。一般的には「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで」となっている。

◆中和保健所から10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があると指導がありました。

咳やくしゃみ等の症状が続いており、マスク着用が難しい等がある場合は、**10日間の登所停止とします。**但し、咳やく

しゃみ等の症状が無く、マスク着用が可能な場合は、**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経**




過するまで」を登所停止期間とします。

② インフルエンザにかかった場合

◆インフルエンザの出席停止期間は、「**発症後5日間かつ解熱した後2日を経過するまで**」で、**発症した日からかぞえ、6日間の出席停止が必要。**

その後は、解熱した日によって出席停止日が延期される。（学校保健安全法に準じる）

参考：インフルエンザ出席停止期間基準早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

以上